明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

# 官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

## 目次

〔府　令〕
○児童手当法施行規則等の一部を改正する内閣府令（内閣府七二）　一
〔告　示〕
○有形文化財を重要文化財に指定し、これを国宝に指定する件（文部科学一一七）　三七
○重要文化財に有形文化財を追加して国宝に指定する件（同一一八）　三七
○重要文化財を分割して重要文化財に指定し、及び有形文化財を追加して国宝に指定する件（同一一九）　三八
○重要文化財を国宝に指定する件（同一二〇）　三九
○有形文化財を重要文化財に指定する件（同一二一）　三〇
○重要文化財に有形文化財を追加して重要文化財に指定する件（同一二二）　四一
○重要文化財の員数を改め有形文化財を追加して重要文化財に指定する件（同一二三）　四一
○重要文化財の名称を改める件（同一二四）　三七
○重要文化財の員数を改める件（同一二五）　三八
○有形文化財を文化財登録原簿に登録する件（同一二六）　三八
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三九
特殊法人等
日本弁護士連合会懲戒処分、上場会社等監査人名簿の登録及び登録抹消関係　四三
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　四五
会社その他
会社決算公告　五六

## 府令

**○内閣府令第七十二号**

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十七号）の施行に伴い、並びに児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第三条第三項第一号及び第三号、第六条第二項第二号、第七条第一項及び第二項、第二十六条第三項並びに第三十条並びに児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第四十五条の規定に基づき、並びに児童手当法を実施するため、児童手当法施行規則等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和六年八月二十七日

内閣総理大臣　岸田　文雄